

福岡県公報

令和 6 年 1 月 23 日
第 465 号

目 次

告 示 (第30号 - 第50号)

○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更	(保護・援護課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6

○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○競争入札参加者の資格等	(建築都市総務課)	8
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂 防 課)	9
○種畜証明書の交付	(畜 産 課)	10

告 示

福岡県告示第30号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 6 年 1 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
朝倉居109	でんでん訪問看護ステーション	朝倉市甘木112	R 6・1・1	訪看・予訪看
宗遠居147	デイサービスこの葉	遠賀郡芦屋町大字山鹿87番地11	R 5・11・1	通介・一号通

福岡県告示第31号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関

から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介392	北九州若杉病院	糟屋郡篠栗町大字田中275番地	糟屋郡篠栗町田中四丁目1-1	R 5・11・11

福岡県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
朝倉介39	医療法人久保山脳神経外科医院	朝倉市柿原793	R 5・9・30
大居123	デイサービスしらがね	大牟田市白銀895番地5	R 5・12・31

福岡県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生164	医療法人社団益豊会 回生病院	宗像市朝町200-1	R 5・12・1
直生168	まほろの在宅クリニック	直方市大字下新入668-4	R 6・1・1
像生歯88	医療法人社団益豊会 回生病院（歯科）	宗像市朝町200-1	R 5・12・1
小生歯65	ツインズ歯科	小郡市小坂井337-15 ライフフィールド202号室	R 6・1・1
糸島地生薬79	志摩調剤薬局	糸島市志摩桜井2435-23	R 5・12・1
柳生薬65	久末薬局	柳川市三橋町久末632-3	R 5・12・1
糸島地生訪11	NEXT FLOW 訪問看護 いとしま	糸島市前原中央三丁目18-20 ローズマンション402号	R 5・11・1
朝倉生訪7	でんでん訪問看護ステーション	朝倉市甘木112	R 6・1・1
田川生訪38	スズラン訪問看護ステーション	田川郡添田町大字添田1242-21	R 6・1・1
直生訪20	小児訪問看護ステーションアクアキッズ	直方市大字感田3564-1	R 5・11・1

福岡県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大野生64	医療法人久富眼科医院	大野城市紫台15-1	R5・12・20
小生薬56	スカイメディカル津古薬局	小郡市津古1123-5	R5・11・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生13	医療法人十全会回生病院	宗像市朝町200-1	R5・11・30
朝倉生39	医療法人久保山脳神経外科医院	朝倉市柿原793	R5・9・30
田地生141	宇都宮医院	田川郡福智町金田924-4	R5・11・30
像生歯13	医療法人十全会回生病院（歯科）	宗像市朝町200-1	R5・11・30
古生歯2	山鹿歯科診療所	古賀市千鳥二丁目1-17	R5・11・17
糸島地生薬52	志摩調剤薬局	糸島市志摩桜井2435-23	R5・11・30
柳生薬37	久末調剤薬局	柳川市三橋町久末632-3	R5・11・30
古生訪7	りはぶる訪問看護ステーション	古賀市千鳥一丁目2-12 青木コーポ1F	R5・11・30

福岡県告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

八女生2	医療法人社団筑水会 筑水会病院	社会医療法人筑水会 筑水会病院	八女市吉田1191	R5・4・1
------	--------------------	--------------------	-----------	--------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生392	北九州若杉病院	糟屋郡篠栗町大字田中275番地	糟屋郡篠栗町田中四丁目1-1	R5・11・11
粕生薬187	新生堂薬局篠栗病院前店	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	糟屋郡篠栗町田中一丁目10-1	R5・11・11
直生薬106	のため薬局	直方市大字感田1872-6	直方市大字感田1872-12	R5・9・7

福岡県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ51	浅山 賢一（訪問マッサージ ハートナー 大牟田）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	R5・12・1
行生マ17	高村 卓（ちどり訪問マッサージ）	行橋市西泉一丁目4-48	R5・12・12
春生マ22	油田 哲也（フレアス在宅マッサージ春日施術所）	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R5・12・15
飯生マ80	今長谷 奏夢（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯉田575-7	R5・12・13
大生はき22	浅山 賢一（訪問マッサージ ハートナー 大牟田）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	R5・12・1

飯生はき 44	小島 祐美 (夢生鍼灸院 飯塚)	飯塚市鯉田575-7	R 5・12・13
飯生はき 45	今長谷 奏夢 (夢生鍼灸院 飯塚)	飯塚市鯉田575-7	R 5・12・13
田生はき 21	浦田 華澄 (ぶらす鍼灸治療院 田川店)	田川市宮尾町4-5	R 5・12・1
行生はき 3	高村 卓 (ちどり訪問マッサージ)	行橋市西泉一丁目4-48	R 5・12・12
小生はき 16	大曲 遼 (ぶらす鍼灸治療院 小郡店)	小郡市井上1027-5	R 6・1・1
春生はき 17	油田 哲也 (フレアス在宅マッサージ春日施術所)	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R 5・12・15

福岡県告示第37号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名(名称)の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名(名称)の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
田生はき 20	田邊 諭子 (からだすこやか治療院 田川店) 田川市宮尾町4-5	田邊 諭子 (ぶらす鍼灸治療院 田川店) 田川市宮尾町4-5	R 5・9・1

福岡県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成22年8月福岡県告

示第1389号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狩倉谷(2)-1	宗像市陵巖寺、石丸、赤間(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
狩倉谷(2)-2	宗像市陵巖寺、石丸、赤間(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成22年8月福岡県告示第1390号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
狩倉谷(2)-1	宗像市陵巖寺、石丸、赤間(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
狩倉谷(2)-2	宗像市陵巖寺、石丸、赤間(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狩倉谷川－2－1	宗像市陵巖寺、陵巖寺四丁目、赤間文教町及び石丸三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
狩倉谷川－2－2	宗像市陵巖寺、赤間文教町、赤間六丁目、石丸二丁目及び石丸三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
狩倉谷川－2－1	宗像市陵巖寺、陵巖寺四丁目、赤間文教町及び石丸三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

狩倉谷川－2－2	宗像市陵巖寺、赤間文教町、赤間六丁目、石丸二丁目及び石丸三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
----------	---	-----	-----------------

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面は宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第117号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉田(f)	遠賀郡水巻町吉田南四丁目及び宮尾台（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第118号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

吉田(f)	遠賀郡水巻町吉田南四丁目及び宮尾台（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
-------	-------------------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年 1 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮尾台	遠賀郡水巻町宮尾台及び吉田南四丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷 1 丁目(b)	福岡市中央区谷一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷 1 丁目(b)	福岡市中央区谷一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年 1 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷 1 丁目 - 3	福岡市中央区谷一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷1丁目-3	福岡市中央区谷一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
京 築 県 道	門 行 橋 司 橋 線		前	行橋市大字今井3524番1先から行橋市大字沓尾82番1先まで	3.3 ~ 17.9	2907.4
			前	行橋市大字今井3524番1先から行橋市大字今井2679番5先まで	3.3 ~ 80.0	3858.7
			後	行橋市大字今井3524番1先から行橋市大字沓尾82番1先まで	3.3 ~ 17.9	2907.4
			後	行橋市大字今井2729番1先から行橋市大字沓尾82番3先まで	5.0 ~ 65.4	951.3

福岡県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
那 珂 国 道	385号		前	那珂川市大字五ヶ山915番3先から那珂川市大字市ノ瀬1200番2先まで	5.8 ~ 35.8	2760.0
			後	那珂川市大字五ヶ山915番3先から那珂川市大字市ノ瀬1200番2先まで	5.8 ~ 35.8	2760.0
			後	那珂川市大字五ヶ山915番3先から那珂川市大字市ノ瀬1200番2先まで	9.2 ~ 64.0	2800.0

公 告

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県税条例施行規則(昭和30年福岡県規則第18号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見を募集しなかった理由
地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に

該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和6年1月19日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免二丁目204番4、204番12及び210番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町志免東一丁目3番12号

株式会社グリーンプラス

代表取締役 上野 三佳子

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事

2 工事概要等

(1) 建築一式工事1（電気設備工事、機械設備工事を含む）

ア 工事名

宗像特別支援学校（仮称）新築工事

イ 施工場所

宗像市赤間文教町

ウ 予定工期

令和6年度から令和7年度まで

エ 工事概要

主要用途 特別支援学校

階数 地上3階建て

構造 鉄筋コンクリート造（一部木造）

延べ面積 10,742.34㎡

オ 入札を行う時期

令和6年度 第1・四半期

(2) 建築一式工事2（電気設備工事、機械設備工事を含む）

ア 工事名

早良特別支援学校（仮称）新築工事

イ 施工場所

福岡市早良区大字小笠木

ウ 予定工期

令和6年度から令和7年度まで

エ 工事概要

主要用途 特別支援学校

階数 地上4階建て

構造 鉄筋コンクリート造

延べ面積 9,633.34㎡

オ 入札を行う時期

令和6年度 第1・四半期

3 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）
- (4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- (5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- (6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されており、福岡県に令和6年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
- (1) 受付の時期
この公告の日から入札参加申込期限の令和6年2月21日まで随時受け付ける。
- (2) 受付の場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
- (3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

- ア 令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録していない建設業者
- (ア) 令和5年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」
- (イ) 令和3年10月1日から令和4年9月30日までを審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- イ 福岡県に令和6年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っていない建設業者
- (ア) 令和6年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」
- (イ) 令和4年10月1日から令和5年9月30日までを審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (4) 提出書類の販売場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）
- (5) 提出書類の作成に使用する言語等
申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (6) その他
申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

5 問合せ先

- (1) 工事の概要に関する問合せ先
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室
電話 092-643-3707
- (2) 資格審査申請に関する問合せ先
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
電話 092-643-3719

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定

により公告する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
谷1丁目(b)地区	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号 J R西日本不動産開発株式会社 代表取締役 藤原嘉人

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 馬（アラブ種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020002	バイタル	平成12年 3月26日	アメリカ	級外	その他	宗像市 有限会社カナディアン キャンプ乗馬クラブ

2 馬（クォーターホース種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21540010001	ゴールデンアン バージャック	平成16年 6月22日	北海道 網走市	級外	その他	宗像市 有限会社カナディアン キャンプ乗馬クラブ

3 馬（KWPN種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020001	アブドラー ドワイエイチ	平成17年 6月18日	オランダ	2級	その他	宗像市 有限会社カナディアン キャンプ乗馬クラブ